

近代タイにおける考古学行政の導入過程

—第一次世界大戦と「古物調査・保存に関する布告」(1924)を契機として—

日向伸介*

Introduction of Archaeological Administration in Modern Thailand: The First World War and the Decree of Investigation and Conservation of Antiquities (1924)

HINATA Shinsuke*

This essay clarifies the process by which archeological administration was introduced in modern Thailand in the period from the First World War to the 1932 Revolution. A major turning point was the replacement of German linguist Oskar Frankfurter as chief librarian of the Wachirayan Library by French epigraphist George Cœdès, as a result of Thailand's involvement in the war on the side of the Allies. Since Cœdès had settled in Thailand, strong ties developed between its cultural administration and the *École française d'Extrême-Orient* (French School of Asian Studies). On the strength of this relationship, the French government proposed that the Thai government set up an archeological service. In response to the French request, Prince Damrong drafted the Decree of Investigation and Conservation of Antiquities, the first regulation for the preservation of cultural properties in Thailand, which was promulgated in 1924.

In the late 1920s, Prince Damrong engaged in many important works: at the suggestion of Fernand Pila, a French Envoy Extraordinary and Minister Plenipotentiary to Thailand, he published *Buddhist Monuments in Siam*, which is today considered to be the first Thai art history; he established the Royal Institute, the first comprehensive organization of cultural administration; he made legislative preparations for controlling exports of cultural properties; and he reformed Bangkok Museum. Also, he drafted the Act for the Establishment of Bangkok Museum, the first systematic law consisting of nineteen articles to govern and manage cultural properties. From 1929, curators of the museum such as Luang Boribanburiphan and Manit Wanlipodom started nation-wide archeological investigations under the direction of Prince Damrong. Even after Prince Damrong lost power in the Thai government as a result of the 1932 Revolution, the museum's curators remained at the re-established Fine Arts Department, and continued to play central roles in the administration of archeological and cultural properties.

* 大阪大学大学院言語文化研究科, Graduate School of Language and Culture, Osaka University
2018年10月1日受付, 2018年12月4日受理

1. は じ め に

本稿は、近代タイにおける考古学行政の導入過程を、おもに第一次世界大戦による対仏関係の変化に着目し、明らかにするものである。対象期間は、第一次世界大戦期から、革命によって絶対君主制が倒れ立憲君主制へと政体に移行する 1932 年までとする。

近代タイの考古学行政に関連する先行研究〔Chakkrit 1999; Peleggi 2002, 2004, 2013; Piriya 2013; Rewadee 2013; Somchat 2012; 日向 2012, 2013 など〕は、1924 年に公布された「古物調査・保存に関する布告 (Prakat Chatkan Truat Raksa Khong Boran)」〔RKB vol. 40: 244-246〕を、その嚆矢とみなしている。国家による遺跡・遺物保護の責任を初めて法的に明示したという点において、同布告はタイの文化政策史上、画期的な意義をもつものである。

しかしながら、公布に至るまでの経緯については、ラーマ 6 世王 (在位 1910~1925 年) とタイ・ナショナリズムの形成に関するヴェラの古典的研究〔Vella 1978: 205〕がわずかに指摘するのみであり、¹⁾ 起草者や起草理由など具体的な背景については明らかにされていない。さらに、1920 年代後半から立憲革命が発生する 1932 年にかけて、全国的な遺跡・遺物調査が実施されているにもかかわらず、上記の先行研究はそのような出来事に言及すらしていない。すなわち、タイにおける考古学行政の導入期については、基本的事実すら整理されていない状況にある。²⁾

先行研究の不足もさることながら、タイ芸術局の刊行物〔Khana Kammakan 1996: 60-61; Krom Sinlapakon 2008: 90 など〕に典型的にみられるように、「古物調査・保存に関する布告」を、ラーマ 6 世王個人の発案であるかのような説明が今日主流をなしていることもまた、検討されるべき問題である。確かに 6 世王は、文学、美術、演劇などの芸術文化に関心の高い君主であり、公定史観によってタイ民族が建てた初の王朝とされるスコータイの遺跡の行幸記もみずから著している。だが結論を先取りすれば、布告は 6 世王の発案によるものではなく、実際はフランスからの要求に応えるため、叔父にあたるダムロン親王 (1862~1943 年) が用意したものであった。そのような内実とは無関係に国王の治績が創出されていく過程についても指摘したい。

なお、1939 年 6 月 24 日まで対外的に使用されていた国号は「シャム」である。したがって、

1) ヴェラは、6 世王が布告を公布した理由について、タイに考古学行政がないことをフランスの高官に非難されたからであろうと脚注で述べている〔Vella 1978: 312-313〕。付番方法が異なるため断定はできないが、ヴェラが参照した書簡は内容からみて、本稿で取り上げる公文書史料〔NA. R.6.RL.1/54〕内に収められた書簡と同一のものと考えられる。

2) その理由のひとつは、前近代の事象をおもに扱う「考古学」の成立それ自体を近代史研究の対象とする試みが、タイ研究においてはまだ十分になされていないからであると考えられる。数少ない事例として、ルンロート〔Rungrot 2008〕やソムチャート〔Somchat 2012〕らによる研究成果をあげておきたい。

それ以前の事象については「シャム」を、以後の事象については現在の国号である「タイ」を用いることとする。

2. 近代国家形成期における遺跡・遺物と「考古学」

本節では、19世紀後半に始まる近代国家形成期から第一次世界大戦期までのシャムにおける遺跡・遺物と「考古学」をめぐる状況について概観しておきたい。

文化史研究者のペレッジによると、シャムにおける考古学は、バンコクを王都とする現チャックリー王朝（1782年～）の王族の考古趣味と、ジョルジュ・セデス（George Cœdès, 1886～1969年）に代表されるヨーロッパ人の東洋学という2つの条件のもとで成立した [Peleggi 2004]。

王族の考古趣味を示すエピソードとしては、たとえばラーマ4世王（在位 1851～1868年）によるラームカムヘーン王碑文の発見と解説がよく知られている。ラームカムヘーン王碑文は、公定史観に基づく「タイ国史」の起源に位置付けられている文化財であるが、これは即位前の4世王がスコタイにおいてみずから発見したものであるとされている。³⁾ 現在はバンコク国立博物館に収蔵されており、同館を代表するコレクションのひとつである。この4世王の子にあたるラーマ5世王（在位 1868～1910年）の治世に入ると、英仏との国境画定作業が本格化し、シャムの領域が次第に可視化されていった。1899年、5世王は地方統治制度の中央集権改革を担っていた内務大臣のダムロン親王に命じて、ナリット親王（1863～1947年）⁴⁾ の設計によるベンチャマボーピット寺に、国内各地の仏像を収集させた [Damrong 1928: 19-22]。

王族によるこのような収集行為に対し、学術調査や遺跡・遺物保護については、他の非西洋諸国と同様、まずは西洋人によって先鞭が付けられる。

まず、シャムの「考古学」を対外的に紹介した最初期の人物として、イタリア人の軍人ジェリーニ（Gerolamo Emilio Gerini, 1860～1913年）があげられる。ジェリーニは、1881年からシャム軍に仕官し、1883年にマハータイ局（北部局）長官のマハー・マーラー親王（1819～1886年）の秘書となり、シャム各地に赴いた。1887年、王立士官学校の校長となり、ル

3) 1980年代後半、ラームカムヘーン王碑文がラーマ4世王自身によってねつ造されたものではないかという学説がタイ内外の研究者によって発表され、その真偽をめぐる激しい論争が巻き起こったが、決定的な結論をみないまま今日に至っている。ラームカムヘーン王碑文の発見と解説、さらにそれをめぐる論争の詳細については [吉川 1996: 1-4] を参照。

4) ナリット親王はラーマ4世王の息子で、ダムロン親王と1歳違いの異母弟にあたる。絶対君主制を支えた中心的な王族官僚のひとりであり、建築、土木、軍事、財務など多くの分野で活躍し、絶対君主制末期には、国王の諮問機関である国家最高会議（Api-rathamontri Sapha）の委員をダムロン親王とともに務めた。知識人としても知られ、おもに歴史、芸術、文化についてダムロン親王と意見を交わした膨大な数の書簡は『殿下書簡集（San Somdet）』としてまとめられ刊行されている。ダムロン親王の陰に隠れてしまいがちなためか研究は少ないが、文化政策の分野においても今後注目されるべき人物である。芸術家としての業績と経歴については [Surasak 2006] を参照。

ワン・サーラサートパラカンの官位・欽賜名を与えられた。ジェリーニは、1904 年開催のセントルイス万国博覧会に際して出版されたシャムに関する英語の概説書『シャム』の第 15 章において「考古学」の執筆を担当し [Gerini 1904: 211-226]、それを下敷きとして 1906 年に「シャムの考古資料に関する解説」[Sarasatphalakhan 1906] を『タウィー・パンヤー』誌にタイ語で発表した。⁵⁾ ジェリーニ自身は考古学の専門家ではなかったが、セデスによってシャムの考古学研究が進展する以前、シャム国内の遺跡についてまとめた解説としては最初期に属するものである。

このジェリーニを創設メンバーのひとりとして、1904 年 2 月 26 日、歴史・文学・科学・美術・経済状況の研究を目的としたシャム協会 (Siam Society) がバンコクに住む西洋人を中心に設立された。同協会は発足当初から王室の後援を受けており、後援者にはワチラーウット親王 (後のラーマ 6 世王)、副後援者にはダムロン親王が名を連ねた [Frankfurter 1904: 1]。一方、シャム政府主導の文化行政機関としては、1905 年 10 月、王室や寺院ではなく政府の直接の管轄下にある最初の総合図書館としてワチラヤーン図書館 (Ho Phrasamut Wachirayan)⁶⁾ が設立され、理事長にはワチラーウット親王、館長にはドイツ人言語学者でやはりシャム協会の創設メンバーであったオスカー・フランクフルター (Oskar Frankfurter, 1852~1922 年) が就任した。

ワチラヤーン図書館は、1907 年 12 月 2 日に 5 世王みずから設立を宣言した考古学協会 (Borannakhadi Samoson)⁷⁾ の拠点となり、以後のシャム史研究を担っていくことになる [RKB

5) 目次は次のとおりである。1. 先史時代の遺物があまり多くないことについて、2. 古来よりシャムに渡来したバラモン僧について、3. シャム国の王都について、4. 石造宮殿と仏塔について、5. シャム国中部および北部の聖地について、6. 続く時代の聖地について、7. 以上の史跡を建造するために使用した資料について、8. シャム国南部の史跡について。

6) ワチラヤーン図書館の「ワチラヤーン」とはラーマ 4 世王が即位前に出家していた際の法名「ワチラヤーン比丘」に由来する。ワチラヤーン図書館は 1883~1884 年頃にラーマ 5 世王をはじめとする 4 世王の息子たちが、父王の治績を記念して王宮内の一角に設置したものであった。その後、首都バンコクのための図書館がいまだに存在しないと思い至った 5 世王が、4 世王生誕 100 周年の記念として、それとは別に存在した王室経典書庫 (Hosamut Monthiantham) および仏教書庫 (Hosamut Phutthasatsanasangkha) をワチラヤーン図書館と統合し [Ratchabandittayasapha 1926: 4-5]、1905 年 10 月 12 日に「ワチラヤーン図書館を首都バンコクのための図書館に編成するラッタナコーシン暦 124 年布告」[RKB vol. 22: 619-621] が公布された。王宮や寺院から独立して、政府の直接の管理下に置かれたシャム初の図書館の誕生である。現在のタイ国立図書館 (National Library of Thailand) は、このワチラヤーン図書館を前身としている。

7) 「考古学協会」は、1907~1908 年にかけて開催された 5 世王在位 40 周年記念式典の一環として、アユッタヤーで 5 世王がみずから設立を宣言した。アユッタヤーは「古都 (Krung Kao)」という意味の名称でも知られており、バンコクを王都とするチャックリー王朝にとって、アユッタヤーの遺跡はシャムの歴史的連続性を担保するものであった。石井によると、現在のようにスコータイがシャム国史の始まりとされるのは、1909 年にワチラヤーン図書館の中国語専門家ルワン・チェンチーアクソーンがシャム関係の漢籍史料を翻訳したことにより、ダムロン親王がスコータイからアユッタヤーへの王都の移動を軸としたシャム史を構想し始めてからのことである。さらに 1917 年以降、ジョルジュ・セデスがスコータイ王朝の碑文研究に着手し、1920 年にはスコータイをシャム最初の王朝として位置付ける論文を発表した。ダムロン親王はこの成果を受けて、スコータイに始まるシャム国史を確立した [石井 1999: 174-179]。

vol. 24: 926]. 考古学協会は、「考古学 (*borannakhadi*)」というタイ語を冠した最初の公的組織であったが、5 世王は同協会がおこなう収集・調査の対象を考古遺物に限定せず、ひろく「歴史と資料」(*ruengrao-lakthan*) と述べているように [Phrachunlachomklaochaoyuhua 1968: 46], 当時の「*borannakhadi*」という用語は、狭義の考古学というよりも、ひろく歴史一般を指すものであったと考えられる。⁸⁾ 次節でみるように、「*borannakhadi*」が「考古学」という意味合いを強めていくのは、1917 年以降、ジョルジュ・セデスによって考古学研究がシャムに本格的に持ち込まれてからのことであろう。

また、因果関係は明らかではないが、考古学協会が設立された 1907 年、シャム政府とフランス政府による国境画定作業の結果、アンコール遺跡を含む地域が仏領インドシナに編入されていることも指摘しておきたい。フランスは、1893 年にも現在のラオスにあたるメコン川左岸地域の有領権を武力によってシャムに容認させており、両国は領域支配をめぐる対立関係にあった。だが次節で論じるとおり、この仏領インドシナ地域における文化行政こそが、シャムにおける考古学行政導入の布石となるのである。

5 世王の子にあたるラーマ 6 世王は、即位前の 1907 年にスコータイ遺跡を訪問し、その記録を『プラルワン国紀行 (*Rueang Thiao Mueang Phraruang*)』⁹⁾ として翌年刊行した。これは、タイ人による最初の考古学的な調査記録と考えられており [Rungrot 2008: 81], 同書を執筆した目的は、タイ民族 (*chat Thai*) が新興民族ではなく、英語なら「非文明的」とよばれるような森の人 (*khon pa*) ではないことをタイ人によりよく理解させることであった [Phramongkutklaochaoyuhua 1908: 3]. このように、遺跡に関心の高い 6 世王であったものの、即位後はむしろ美術工芸分野を重視していたようである。¹⁰⁾

3. 第一次世界大戦と「古物調査・保存に関する布告」(1924)

3.1 シャムの第一次世界大戦参戦と図書館館長の交代

1914 年 7 月、第一次世界大戦が勃発すると、シャム政府はただちに中立を宣言した。その

8) そのため、石井米雄は「*Borannakhadi Samoson*」に「古代研究協会」の訳語をあてている [トンチャイ 2003: 296].

9) 「プラルワン」とは、スコータイ王朝の創設に関わったとされる伝説的な英雄の名前であり、スコータイ王朝の歴代国王の別称としても用いられた。同書のタイトルにある「プラルワン国 (*Mueang Phraruang*)」とはすなわちスコータイを指している。ラーマ 6 世王はプラルワンを題材とした戯曲も執筆しており、スコータイ王朝とこの文化英雄は同王の民族主義の原点であった [吉川 1996: 5-6].

10) たとえば、1912 年 3 月 27 日、土木省土木局の美術工芸部門、教育省の博物館局、宮内省の宮内工芸局・金工局・工芸十部門を統合し、芸術局 (*Krom Sinlapakon*) を設立した [RKB vol. 28: 567-569]. また、1913 年からは美術工芸展 (*Kansadaeng Sinlapa Hatthakam*) を開催している [NA. R.6. S/1]. これは、学生による美術工芸作品の品評・展示・販売会で、「工芸と産業の振興」を目的としていた。主催は教育省で、発明賞、模倣賞、技術賞が設けられ、1924 年までおこなわれた。1914 年 1 月 7 日には工芸学校 (*Rongrian Phochang*) を開校 [RKB vol. 30: 2492-2494], 1915 年にはドイツ人建築家のカール・デーリング (*Karl Döhring*) の著作『シャムの美術と工芸』の刊行 [Doehring 1915] にダムロン親王とともに協力している。

後しばらくは戦況を見守っていたが、1917年7月22日、優位が明らかとなっていた連合国側に立って参戦した。シャムにとっての第一次世界大戦とは、19世紀後半に欧米列強や日本と結んだ不平等条約を改正する好機であった。連合国側についたことにより、シャムはそれまで良好な関係を保っていた同盟国側の中心国ドイツと敵対することになった。ドイツは英仏のようにシャムの領土や主権の脅威となることがなく、安価で質のよいドイツの工業製品には定評があった。また、シャム政府は鉄道や建築の分野でドイツ人を雇用していたが、敵国の外国人として解雇せざるをえなくなった〔村嶋1996: 52-60〕。

こうして解雇されたドイツ人のひとりが、1905年からワチラヤーン図書館館長を務めていた上述のオスカー・フランクフルターであった。

1917年12月、このフランクフルターに代わり、フランス人のジョルジュ・セデス（George Coedès, 1886~1969年）が図書館館長に着任した。「ワチラヤーン図書館の司書に適任であり、フランクフルター博士よりはるかによい」〔NA. R.6.B.5/39〕として、フランス極東学院で研究をおこなっていたセデスの雇用を提案したのは、ワチラヤーン図書館理事を務めていたダムロン親王であった。後にダムロン親王が述懐しているように、言語学者のフランクフルターに代わって碑文研究を専門とするセデスが着任したことは、それまで専門家が不在であった考古学分野が発展する契機となった〔Damrong 1929: ii〕。シャムにおける考古学行政の導入は、図らずも、第一次世界大戦による外交関係の変化が契機となったのである。

3.2 対仏関係の変化と「古物調査・保存に関する布告」の制定

セデスの着任から間もない1918年11月、第一次世界大戦は連合国側の勝利によって終結した。翌1919年5月のパリ講和会議において、シャム政府は思惑どおり戦勝国として、イギリス、フランス、アメリカに不平等条約改正を要求した。¹¹⁾ この要求を初めに受け入れたアメリカは、1920年12月16日、シャムの関税自主権回復およびシャムにおけるアメリカの領事裁判権撤廃を認める新条約をシャムと締結した。シャムはこの条約を根拠として、イギリス、フランスを含む欧州10ヵ国と、米タイ条約と同じ内容の条約を批准することに成功した〔村嶋1996: 61-62〕。

シャム初の文化財保護令である「古物調査・保存に関する布告」は、この条約改正交渉が進むなか、在シャム・フランス公使館の特命全権公使であったフェルナン・ピラ（Fernand Pila, 1874~1965年）¹²⁾ がシャム外務大臣のテーワウォンワローパカーン親王（1858~1923年）宛

11) 条約改正の経緯については、〔Songsri 1959; Oblas 1971; Neon 1983; 村嶋1996; 早瀬2012など〕を参照。

12) フェルナン・ピラは、リヨンの大立者・大絹商人（ユリス・ピラ商会）で「インドシナ副王」と称されたユリス・ピラ（Ulysse Pila）の子息で、のちに駐日フランス大使（1933~36年）を務めた人物である〔篠永2008: 235〕。シャムには特命全権大使として1920年5月に着任した〔Breazeale 1974: 155〕。シャムの文化政策史を考えると重要人物のひとりであることに間違いないが、管見の限りまとまった研究はなされていないようである。ピラの詳しい経歴や提言の背景については今後の課題としたい。

に送付した書簡¹³⁾を発端として成立したものである。

1922年6月15日付書簡の主要部分を以下に抜粋する。

シャムを離れる前に、この素晴らしい国にありながら、精神的および物質的な発展の欠如を示すと思われる点に王国政府の関心を喚起することは、有益かつ適切であると私は考えております。私が述べたいのは、シャムの行政において、自律的でよく組織化された考古学部門がないということについてであります。

(中略)

この事業はシャムにとって有益なばかりでなく、人類に対する歴史的遺産の重要な一部を保存することで科学一般に奉仕するものですから、すべての人々にとって価値があります。このような計画はすでに始まっているようです。特にシャム人の高官¹⁴⁾のなかには、組織を設立する考えがあることを私はすでに知っており、大変幸運なことだと思われます。なぜなら、それが実現されれば、ビルマ、ジャワ、仏領インドシナといった近隣諸国においてすでに長い間仕事をしている機関とシャムの機関の協力をただちに保障するものだからです。特に仏領インドシナにおける研究・調査領域は、特定の地域において、これからシャムで開拓される領域と類似しています。[NA. R.6.RL.1/54]

書簡を受けたテーウォンワローパカーン親王は、1922年7月9日付の文書で、ピラ公使による上記の提案をマヒトーン国王秘書官に報告した。その際、このような提案をするのは、ジョルジュ・セデスがワチラヤーン図書館にいるからであろうと推測している。また、外国の文化財保護令の見本として、英領インドの文化財保護令「The Ancient Monuments Preservation Act, 1904」を添付している [NA. R.6.RL.1/54]。

これに対してラーマ6世王は、以前同じ問題について財務大臣に尋ねてみたところ予算がないということであったが、今回改めて尋ねてみようという旨の返答を、マヒトーンを通じて8月3日付の文書でおこなっている [NA. R.6.B.12/27]。その後、この問題についてどのような協議がおこなわれたのかを示す史料を欠くが、折しも翌1923年6月28日、当事者のひとりであるテーウォンワローパカーン親王が薨去した。¹⁵⁾その後、息子のテーウォンワロー

13) なお、この書簡はフランス語で発信され、英語の訳文が付されている。また、シャム側からの返信は英語で作成されていることを補足しておく。

14) 後述のとおり、ピラは『シャム仏蹟史』の執筆をダムロンに勧めるなど、両者は親しい関係にあったことから、この引用部分における「高官」もダムロン親王を指していると推測される。だとすれば、ここでの提案はフランス側からの一方的なものではなく、ピラ、セデス、ダムロン親王ら関係者が事前に相談して準備されたものであった可能性も十分にありうる。ただし、そのような事実を示す史料を欠くので、あくまで推論として提示しておくに留める。

15) 外務大臣任期：1885年6月12日～1923年6月28日。

タイ親王（1883～1943 年）がただちに外務大臣代理となり、翌 1924 年 4 月 1 日、正式に外務大臣に就任した。¹⁶⁾

外務大臣の交代直後、フランス政府は 1923 年 7 月 2 日付の覚書（Memorandum）において、シャム政府に 7 項目の要求をおこなった。両国政府は翌年実現されるシャムの治外法権の一部回復に向けて交渉を進めている最中であり、これら 7 項目はその交換条件としてフランスが提示したものであった [Neon 1983: 41]。すなわち、シャムにおける①法律委員会の設置、②法律学校の設置、③法律顧問官の雇用、④政府へのフランス人の参画、⑤フランス語教育の拡充、⑥考古学行政の設置、⑦フランスの森林伐採権の要求である [Songsie 1959: 158-161]。フランス側の代表団のひとりとして条約改正交渉にあたっていたピラは各項目について説明を加えており、考古学行政の設置に関する 6 番目の要求については、ワチラヤーン図書館の管轄下に考古学行政の担当部局を置き、ジョルジュ・セデスをその業務に協力させるよう提言している [Songsie 1959: 160]。

上記の要求のうち、フランス語教育と法律学校設置に係るフランス人教授の雇用、および考古学行政設置について、テーワウォンワロータイ外務大臣は 1923 年 10 月 1 日付の文書で、教育大臣タムマサックモントリ（本名サナン・テープハッサディン・ナ・アユッタヤー、1877～1943 年）に対応を依頼した。これに対しタムマサックモントリは、考古学行政についてはワチラヤーン図書館理事のダムロン親王に意見を求める必要があると返答している [NA. R.6 B 10/26]。

教育大臣から意見を求められたダムロン親王は、1923 年 10 月 13 日付の書簡で次のように述べている。

シャムにおける古物の調査・保存は簡単なことではない。たとえばカンボジアにおけるフランス、ジャワにおけるオランダ、ビルマにおけるイギリスのように、近隣諸国で西洋人がおこなっているやり方をとるなら、常駐の技術者と職員が少なくとも数十人必要となる。〔ワチラヤーン〕図書館には余裕がないため新しく雇用する必要があるが、それは新しい局を設置するようなものであり、そもそも賃金の支払いが難しい。したがって、もし国王の希望どおりにするなら、最低限の予算で可能な別のやり方を考えなくてはならない。タイ人が古物の調査・保存をおこなえるということを外国に示すことだけをまずは目的として、最小限のことから始め、成果が出て予算が増えたら、将来的に徐々に拡大していけばよいだろう。 [NA. R.6 B 10/26]

16) 外務大臣任期：1924 年 4 月 1 日～1932 年 6 月 29 日。

ダムロン親王は結論として、すでにアユッタヤーでは州知事のプラヤー・ボーラーンラーチャターニン（本名ポーン・デーチャクupp, 1872～1936年）¹⁷⁾ が古跡調査をおこなっており、ロップリーでも博物館の設立準備を進めているところなので現時点では十分であろうと述べている。さらに同書簡において、経費節約のために内務省職員と囚人を利用すべきであること、まずはアユッタヤーから保護を開始すべきであることを併せて提案している。

1923年10月18日、タムマサックモントリー教育大臣は、ダムロン親王に意見を求めたことをマヒトーン国王秘書官に報告したうえで、図書館は独立した機関であり、教育省の管轄下にあるわけではないので、ダムロン親王と直接相談して欲しいと伝えている。そこでマヒトーンは、1923年10月26日付の文書で、考古学行政に関する法律の起草をダムロン親王に依頼する。これに対しダムロン親王は、1924年1月14日付の文書で、法務大臣の許可のもと法制官の助言を受けて起草した草案を送付している [NA. R.6.B.10/26]。この草案は、「古物調査・保存に関する布告」[RKB vol. 40: 244-246] として1924年1月20日付の官報にそのままの形で掲載された。官報でわずか2ページ半の分量であるが、古物の調査・収集に加えて保存 (*raksa*) の必要性が明示されている点において、シャム初の文化財保護令と位置付けることが可能であろう。また、古物の調査・保存はワチラヤーン図書館¹⁸⁾ の管轄とされ、次の5項目が図書館の業務として規定された。

第1項：国家のためにいかなる場所の古物といかなる物を調査・保存すべきか、検討選択し決定すること。

第2項：国家のために保存すべき古物の調査・保存方法を検討すること。

第3項：古物の調査・保存に従事する職員またはその他の関係者を監督し助言を与えること。

第4項：業務上有益であると考えられる場合、古物の調査・保存について省庁・地方行政の責任者、またその他の関係者に直接連絡をとること。

第5項：業務に関する報告を1年に最低1回は国王に奏上すること。

[RKB vol. 40: 246]

17) プラヤー・ボーラーンラーチャターニンは、1896年に内務官僚としてアユッタヤーに着任して以来、1929年まで33年間にわたり同地の地方行政を担った人物である。アユッタヤーの歴史に強い関心を抱いており、みずから遺跡・遺物の調査をおこない、歴史・考古資料に特化した「アユッタヤー博物館 (Ayutthaya Phiphitthaphanthasathan)」をバンコク博物館に先駆けて設立した。ダムロン親王は、アユッタヤーの考古・歴史に関する知識においてひとりとして並ぶ者はなかったと評している [Damrong 1937: 16]。

18) 布告の原文では、ワチラヤーン図書館は「首都バンコクのための図書館 (Ho Phrasamut ๑ samrap Phranakhon)」と省略形で表記されている。

3.3 「古物調査・保存に関する布告」をめぐる政治

以上のとおり、「古物調査・保存に関する布告」は単に考古遺物の保護を目的として制定されたわけではなく、シャムとフランスの外交政策がその背景要因として存在していた。起草者のダムロン親王自身が、「タイ人が古物の調査・保存をおこなえるということを外国に示すことだけをまずは目的として」と述べているように、同布告はその内容よりもむしろ、シャムが文明国としての責務を果たしていることを対外的に、とりわけフランスに証明するための手段であったという性格が強い。本節では、この法令にその後どのような意味づけがなされていったのか明らかにしたい。

まず、考古学行政の設置に関するフランスの要求に対して、シャムは最終的にどのような返答をしたのだろうか。テーワウォンワロータイ外務大臣が起草したフランスへの英語の回答文を、アメリカ人顧問のフランシス・セイヤー (Francis B. Sayer, 1885～1972 年) が校正し、1924 年 8 月 16 日付で送付した史料によると、第 6 項目の考古学行政の設置について、次のようにごく簡潔に回答している。

ワチラヤーン国立図書館の管轄下に考古学行政部門を置く布告が 1924 年 1 月 17 日に公布された。

布告の写しは、フランス語訳とともにここに同封されている。

フランス極東学院の会員であるセデス教授が図書館館長として考古学行政に関わる業務をおこなっていることにも留意されたい。[Pantip 1983: Appendix III-7]

ここで名前があげられたジョルジュ・セデスは、翌 1925 年、シャム協会が発行する『シャム協会誌』に、「考古学調査年次報告 (1924～1925 年度)」[Coedès: 1925] と題する報告をフランス語で投稿している。シャム協会には英語圏のみならず他のヨーロッパ語圏の会員も多数存在していたが、基本的には英語媒体の雑誌であった。¹⁹⁾ これに対してセデスは、ワチラヤーン図書館に着任後、フランス語によって研究成果を発表し始める。1925 年の考古学調査報告もそのひとつであり、シャムにおける初期の考古学がセデスの直接の影響下で導入されたことを示している。

報告書の内容をみると、ラーマ 6 世王が 1925 年 1 月 1 日に自身の誕生日祝いに際しておこなったスピーチのなかで考古学行政の導入に言及した部分が冒頭で紹介され、次いで「古物調査・保存に関する布告」の全訳が付されている [Coedès 1925: 29-31]。個別の業務報告は、ロップリーでの業務・アユッタヤーでの業務・博物館での古物保存・碑文の保存・造形と

19) 『シャム協会誌 (Journal of the Siam Society)』は、1904 年の創刊号から最新の 2 年分を除いてオンライン公開されている。(<http://www.siam-society.org/pub_JSS/jss_index.html>)

写真・出版物に分類されており、上述のロップリー博物館の設立についても紹介されている [Cœdès 1925: 35].

セデスが報告書で引用した6世王のスピーチは、同王の在位15周年を記念して1925年に開催が予定されていたシャム国博覧会 (Sayamrat Phiphitthaphan / Siamese Kingdom Exhibition) の記念本に、全体の内容が抜粋の形で紹介されている。肝心の国王が1925年11月25日に崩御したため博覧会の開催は中止となるが、1928年に英語・タイ語併記の記念本が刊行された [Khana Amnuaikan / The Committee 2006 (1928)]. 以下は、セデスが報告書の冒頭で引用したものと同じ、6世王が考古学行政に言及した部分 (タイ語版) である。

首都バンコクのための〔ワチラヤーン〕博物館の理事を、王国内にある古物の調査・保存業務の責任者とする布告が公布された。〔調査・保存業務〕は現在すでにいくつか実施されている。たとえばロップリーとアユッタヤーのプラシーサンペット寺では調査と博物館の設立が始まっている。また、スコタイ時代の碑文の翻訳が編纂されていること²⁰⁾ などがある。 [Khana Amnuaikan 2006 (1928): 244]

ここでは、考古学行政に関するピラ公使の提案、フランス政府からの要求といった経緯は説明されていない。また、前節でみたとおり、ロップリー博物館の設立は布告が公布される前からすでに計画されていたものである。このような、1924年の布告を契機としてシャムの考古学行政が発展したという単純化された説明に加え、さらにそれを6世王の考えによるものとする見方が、今日のタイ芸術局の公定史観となっている [Khana Kammakan 1996: 60-61; Krom Sinlapakon 2008: 90など].

最後に、考古学行政を含め、第一次世界大戦を契機として変化していったシャムとフランスの関係をイギリスがどのように観察していたのか、イギリス外務省のシャム関係文書 [Thai Khadi Research Institute 1982] から確認したい。この資料を概観すると、イギリスは1920年代におけるシャムとフランスの關係に特に注意を払っていることがわかる。

次に示す2点の史料は、ともにフランスの文化的影響力の拡大に関する報告である。まず、「フランスーシャム関係」と題された報告 (1924年3月17日送信, 同19日受信) をみてみたい。

3月11日付『Correspondence Universelle』での、シャムにおけるフランス文化の発展に関するスーリエ氏 (Monsieur E. Soulier) の記事は、インドシナと海洋植民地の商業を活

20) セデスが1924年に刊行した『シャム碑文集 (第1巻)』 [Cœdès 1924] を指す。

発なものとするフランス植民地の発展は、フランスの文明と言語を広めるだろうと述べている。彼はシャムの教育界におけるフランス語の流行に注目を促し、仏暹条約の調印はフランスとの商業的・文化的関係をより一層発展させるだろうと推測している。[Thai Khadi Research Institute 1982: 111]

また、上記と関連して、「シャムにおけるフランスの文化と影響力の拡大」と題された報告(1924 年 7 月 11 日送信, 同 18 日受信)では、次のような分析がなされている。

『Correspondence Universelle』でのスーリエ氏の楽観的な記事にもかかわらず、フランスの教育プロパガンダは期待外れとなりつつあるように思われる。「アリアンス・フランスーズ」の人気もまた落ち目になっている。司法と医学研究の分野ではフランスの評判はよいが、陸軍・空軍におけるフランスの影響力は顕著ではない。実際は、シャムはフランスを潜在的な敵 (possible foe) とみなしているように見受けられる。[Thai Khadi Research Institute 1982: 132-133]

以上の報告は考古学行政を具体的に指しているわけではないが、シャムにおけるフランスの文化宣伝活動をイギリスが注視していた様子をよく伝えている。報告にあるとおり、フランスがイギリスに匹敵するような影響力をシャムにおいてもつことはなかったかもしれないが、そのなかで考古学行政は、フランスの文化的影響力がセデスを介して確実に広まった成功例といえるだろう。「古物調査・保存に関する布告」制定に象徴される考古学行政の展開は、シャムにおける英仏両国のヘゲモニー争いのなかに置かれていたのである。

4. ラーマ 7 世王治世期における考古学行政の展開

4.1 ダムロン親王のアンコール訪問

「古物調査・保存に関する布告」の起草者であるダムロン親王は、布告が公布されて間もない 1924 年 11 月 10 から 12 月 13 日にかけて仏領インドシナを訪問した。訪問の目的は、仏領インドシナ政府の統治制度およびその統治下にあるカンボジアの現状を視察するものであった。その一環として、アンコールをはじめとする遺跡や、アルベール・サロー博物館 (現プノムベン国立博物館)、王立美術学校といった文化行政施設を見学している [Damrong 1925a]。

帰国後の 1925 年 7 月 28 日、ダムロン親王は「シャム人から見たアンコール」と題する英語の講演をシャム協会でおこない、その講演録が『シャム協会誌』に掲載された。講演の終わりに近い部分で、ダムロン親王はフランス極東学院によるアンコール遺跡の保護行政について次のように述べている。

それら〔アンコール遺跡〕を見た後、仮にシャムの侵略がなかったとしても、果たして〔遺跡が〕このように残っていたらと思うずにはいられませんでした。カンボジア人は10回以上も首都を変えたことも忘れてはなりません。しかし、もし仮にアンコールが現在までずっと首都であり続けたとしても、彼らがこの遺跡をよい状態に保っておくことができたかどうか、それも疑わしく思います。今日のバンコクでは、繁栄の極みともいえる時代にあるにもかかわらず、我々はすべての寺院を普通の状態に保っておくことすらできません――アンコールよりも数をはるかに少なく、あらゆる面で小さいのにもかかわらず。[Damrong 1925b: 151]

そして講演は、アンコール遺跡の保存に最善を尽くしてくれたフランス人に対する「感謝の念 (a debt of gratitude)」[Damrong 1925b: 152] によって締めくくられている。ここでダムロン親王は、アンコール期を「栄光」の時代として、そこから「衰退」へと向かっていったカンボジアを「保護」し、アンコール期の「栄光」を復活させるのがフランスの責務であるという、植民地支配を正当化する歴史観[笹川 2006: 11]と全く同じ認識を示し、さらには、そのような政治性をもった「保護」言説を、自国の首都バンコクの状況にもあてはめている。ダムロン親王は仏領インドシナ訪問を通して、アンコール遺跡や遺跡保護の技術を見学しただけでなく、「遺跡」を見つめる植民地主義的な視線そのものを身体化したことがうかがわれる。

その後、1920年代後半から立憲革命にかけて、ダムロン親王は考古学を中心とする文化行政の基盤形成に、より一層力を入れていくことになる。まず、現在も主流となっているタイ美術史の時代区分を提示した『シャム仏蹟史 (Tamnan Phuttha-chedi Sayam)』を、上述のピラ公使の勧めによって執筆し、1926年に刊行した。同書は、仏教史や考古学の分野における東洋学の成果を取り入れることにより、「仏蹟」という具体的なものから、近代世界におけるシャムの王権の正統性・国家の統一性・首都バンコクの中心性を再定義するものであった[日向 2013: 64]。

同年4月16日には、ラーマ6世王が1912年に設立した芸術局 (Krom Sinlapakon) を廃止し、新たに王立学士会議 (Ratchabandittayasapha) を設立した。王立学士会議のもとには、文芸課・考古学課・美術課が置かれ、シャムにおける最初の総合的な文化行政機関となった。議長にはダムロン親王みずからが就任し、名実ともにシャムにおける文化行政の最高責任者となった[RKB vol. 43: 106]。

4.2 文化財行政の法的整備

1926年10月25日には、文化財の国外流出防止を目的とした「仏暦2469年考古・歴史資料及び美術品輸出法」²¹⁾が公布され、王立学士会議が所掌部局となった。考古学を含むタイの文化財行政における同法の重要性は、国外流出防止を目的とした初めての法律であるとともに

に、下記のとおり、考古・歴史資料 (*boran-watthu*) と美術資料 (*sinlapa-watthu*) の定義を定めたことである。

「考古・歴史資料」という語は、国内でつくられたか外国から持ち込まれたかを問わず、[新たな] 知見をもたらす価値があるか、もしくは歴史学・考古学にとって価値のある歴史の動産の一種を意味する。

「美術資料」という語は、職工の優れた技術をもってつくられ、希少価値の非常に高いものを意味する。[RKB vol. 43: 542]

「古物調査・保存に関する布告」(1924 年) では、今日のいわゆる歴史的文化財に対し、単に「古いもの」という意味合いの強い「古物 (*khong boran*)」という単語が使われていたのに対し、ここでは学術的な「資料」という意味合いの強い「考古・歴史資料 (*boran-watthu*)」²²⁾ という単語が使われている。

続いて 11 月 10 日には、ダムロン親王が中心となって旧副王宮博物館の展示を一新したバンコク博物館 (Phiphitthaphanthasathan samrap Phranakhon)²³⁾ が開館する。ダムロン親王は

21) 同法の制定理由は次のように説明されている。すなわち、先進諸国は自国民の知識と教育のために考古・歴史資料と美術資料の保存を重視しているのでシャムも博物館を設立したが、これまでは制度が整えられていなかった。そこで、十分な調査・保存をおこなうために王立学士会議を設立したところ、以前より今日に至るまで、考古・歴史資料と美術資料の愛好家がそれらをシャム国外に持ち出していることが判明した。このままでは、国家にとって重要な考古・歴史資料と美術資料がなくなってしまうので、同法を制定した [RKB vol. 43: 540-541]。

22) 「*boran-watthu*」について、筆者は別稿で「考古遺物」の訳語をあてていたが [日向 2012]、再考のうえ、本稿では「考古・歴史資料」としたい。「*boran-watthu*」は必ずしも遺跡からの出土品に限られないので、「考古遺物」では違和感が残るためである。日本における初の文化財保護令として明治 4 年に公布された「古器旧物保存方」における「古器旧物」の定義がタイ語の「*khong boran*」や「*boran-watthu*」に最も近いと思われる。補足として、1924 年の「古物調査・保存に関する布告」における「古物 (*khong boran*)」の例としては、「国王や熟練工が過去につくった仏塔やさまざまなもの」[RKB vol. 40: 244] があげられており、ダムロン親王が 1930 年におこなった講演では、「古物 (*khong boran*)」を「100 年以上前のもの」[Damrong 1930: 12] と定義している。

23) タイ語の名称を直訳すると「プラナコーンのための博物館」となる。「プラナコーン」とは、バンコク都 (Krungthep Mahanakhon) において王宮を中心とする地域を指していた行政区画であり、現在もプラナコーン区として名残を留めている。チャオプラヤー川対岸のトンブリー地区と合併してバンコク都となるまでは「プラナコーン県」という行政単位が置かれ、対外的な名称である「バンコク」とほぼ同義であった。たとえば、博物館のコレクションを紹介したフランス語の刊行物において、著者のセデスは同館の名称を「バンコク国立博物館 (Musée national de Bangkok)」[Cœdès 1928] としている。また、バンコクに限らず、古都アユッタヤーが正式には「プラナコーン・シー・アユッタヤー (Phranakhon Si Ayutthaya)」とよばれるように、プラナコーンには「聖なる都」や「王の都」といった一般的な意味合いもある。そのため、「プラナコーンのための博物館 (Phiphitthaphanthasathan samrap Phranakhon)」というタイ語名称を、各語の意味をそのままより「バンコクのための博物館」とすべきか、上述の対外的な名称を参考に「バンコク (国立) 博物館」とすべきか、あるいは象徴的な意味合いを重視し「王都博物館」とすべきか判断が難しく、著者自身も決定的な結論には至っていない。本稿では暫定的に、行政区画としての意味合いと「バンコク」という対外的な名称を折衷し、「バンコク博物館」とした。英語の代表的な先行研究 [Peleggi 2013] においても、本文中は「Bangkok Museum」とし、脚注では「Royal Capital City Museum」と補足的に説明をおこなっている。

開館式に出席した7世王への献辞において、「シャムの考古・歴史資料 (*boran-watthu*) と美術資料 (*sinlapa-watthu*) を収集・保存 (*kep-raksa*) する場所」として博物館を位置付ける方針を示した [RKB vol. 43: 3040].

この方針を制度的に裏付けるために、翌1927年3月13日には「仏暦2469年バンコク博物館設立法」[RKB vol. 43: 712-720] が公布された。同法は、全19条からなるシャム初の本格的な文化財保護法として位置付けられる。同法第10条は、博物館の収蔵品を「1. バンコク博物館所蔵品, 2. 借入品, 3. 寄託品」の3種類に分類し、このうち「バンコク博物館所蔵品 (*khong luang samrap Phranakhon*)」については、「(国王が) 博物館内に常設されたもの、第三者が所有権を博物館に譲渡したもの、博物館が購入して所有権を獲得したものを首都バンコクのための公共品／御物」[RKB vol. 43: 716] と定めている。同法は立憲革命後に破棄され、新たに「仏暦2477年古跡、美術品、歴史・考古資料、および国立博物館行政に関する法律」が1934年に制定される。その際、「バンコク博物館所蔵品」という旧分類名称は、「国有財産 (*sapsin khong phaendin*) および博物館が収集・保存するすべての物品に該当するもの」[RKB vol. 52: 407] という新たな概念に置き換えられている。両者が指している収蔵品自体はほぼ同じものであるはずだが、後者においては「首都バンコク (*Phranakhon*)」という特定の地域性、国王が常設されたという説明、そして王権との結びつきを含意しうる「公共品／御物 (*khong luang*)」²⁴⁾ という要素が消え、「国」が概念の枠組みとなっていることがわかる。絶対君主制国家から国民国家への政治体制の移行が文化財の位置づけに反映された一例として指摘しておきたい。

4.3 調査・収集の拡大

文化財行政の法的整備が続いて、タイ全土における遺跡・遺物の組織的調査・収集が1920年代後半からおこなわれた。たとえば1928～1934年の間に刊行された官報には、大量の物品がバンコク博物館に寄贈されている様子が記録されている [RKB vol. 45; 46; 48; 49; 50]。おもな寄贈者が王族と僧侶であることから、それまで寺院に所蔵されていた文物が、次々に博物館の所蔵品へと変転したことがわかる。

このような地方からバンコクへの文化財集中の動きと並行して、王立学士会議は1929年から地方での調査を実施している [RKB vol. 47: 3423].²⁵⁾ その記録は、「歴史・考古資料および

24) 近代シャムにおける王権と「公共」概念の関係について、道路建設・衛生管理地区・公衆衛生といった公共政策から検討を加えたニパーボーンは、本稿がここで問題としている「*luang*」という語について、「19世紀末期以降に実施された公共事業では、「公」と「王」、そして王の「私」の区分がきわめてあいまいであったことも示唆している。そしてこのあいまいさゆえに、「サーターラナ (*Public*)」という概念は、当時の為政者による恣意的な利用にゆだねられることとなったともいえるのではなからうか」[ニパーボーン 2012: 156] と述べているが、文化財行政や博物館行政といった公共事業においても似たような状況にあったのではないかと推測される。近代シャムの文化政策における「公共」概念の厳密な検討は、今後の課題としたい。

古跡の調査保存に関する王立学士会議レポート」として1930年11月21日から官報に順次掲載された。表1は、1930年11月～1932年4月にかけての官報上での報告に基づき、調査時期・調査者・調査地・調査対象をまとめたものである。

調査者をみると、ルワン・ポリバーンブリーパン（本名プアン・イントゥウォン、1897～1986年）やマーニット・ワンリボードム（1907～1987年）といったダムロン親王の部下にあたる学芸員が名を連ねている。1932年の立憲革命後、王立学士会議は廃止され、代わりの文化行政機関として芸術局（Krom Sinlapakon）が設立される。ダムロン親王は立憲革命によりシャム政府内での実権を失いペナン島で亡命生活を送るが、ルワン・ポリバーンブリーパンとマーニット・ワンリボードムの2人はそのまま芸術局に残り、考古学行政の中心人物となっていく。シャムの政治体制は絶対君主制から立憲君主制へと大きく転換するが、考古学行政においては、ダムロン親王の影響力が彼らを通して残存したといえるだろう。

調査の始まった1929年、ジョルジュ・セデスは図書館館長の職を辞してシャムを離れ、古巣である極東学院の院長に就任した。同年、12年間に及ぶシャムでの研究成果としてセデスがまとめた『バンコク博物館の歴史・考古資料』²⁵⁾がタイ語で刊行された。ダムロン親王はその序文において、「ジョルジュ・セデス教授はこの国〔シャム〕の考古学調査を他の国と結び付けた人物であり、考古学を徐々に発展させていくなかで有益となる知識と意見を交換することができた」と賛辞を送っている。これは、フェルナン・ピラが1922年の書簡で期待したとおりの結果であった。

5. お わ り に

本稿は、おもに第一次世界大戦期から1932年立憲革命までの期間を対象として、近代シャムにおける考古学行政の導入過程を跡付けた。最後に、これまでの論点を整理するとともに、若干の考察を加えて結びとしたい。

シャムにおける考古学行政及び文化財保護制度は、第一次世界大戦に始まる対仏関係の変化を背景要因として成立した。まず、シャムが連合国側に立って第一次世界大戦に参戦したことから、ドイツ人言語学者のオスカー・フランクフルターに代わり、仏領インドシナのフランス極東学院で碑文研究をおこなっていたフランス人のジョルジュ・セデスが1917年にワチラヤーン図書館館長として雇用された。戦後、不平等条約改正の交渉が進む過程で、シャムと仏

25) 1929年の調査に先駆けて、1919年6月12日～1920年3月2日、シャム各州の遺跡・遺物の調査がおこなわれている。当該史料によると、教育大臣タムマサックモントリーが全国の州知事に調査を依頼しており[NA. ST 5/53]、管見の限り、全国規模で一斉におこなわれた最初の調査である。しかし、その背景に関する情報に乏しいので、同調査については今後の課題としたい。

26) バンコク博物館の代表的なコレクションの紹介、歴史・考古遺物の時代区分を中心とした本格的な博物館カタログである。1929年のタイ語版に先立ち、仏語版[Cœdès 1928]が刊行されている。

表 1 歴史・考古資料および古跡の調査保存に関する王立学士会議レポート (1930 年 11 月～1932 年 4 月)

調査期	報告日	調査者	調査県	調査対象
1929 年 11 月	1930 年 11 月 21 日	ルワン・ポリバーン ブリーバン	ロッブリー県 アユッタヤー県	ブラシーラッタナマハタート寺, サームヨート塔堂, レンガ造りの塔堂, コンスタンティン・ファールコン邸跡, ロッブリー博物館, ドゥシットサワナンタヤマハハ・ブラサート宮殿 ブラシーサンベット寺, アユッタヤー博物館
1930 年 12 月	1930 年 12 月 27 日	ルワン・ポリバーン ブリーバン	ナコーンパトム県 ピッサスローク県	ブラバトムチェディ博物館 ピッサスローク県博物館, ブラチンシー礼拝堂, ブラサードサダー礼拝堂, チュラムマニ寺, ウィハーントーン寺
1930 年 12 月	1931 年 1 月 13 日	ルワン・ポリバーン ブリーバン	スコタイ県 サワンカローク県	クラバン・ルワン寺, チェディースーン寺, クラバン・トーン寺, マハタート寺, ブラチエートウボーン寺, サラーシーホン寺, シーサワイ寺, シーチュム寺, プラクルー・ウィニツチャイ・ブッタパニヤットが新たに発見した寺 (シーチュム寺の西側), 道路局が発見した石碑 ブラチエディ・チェット・オオ寺, チョムチュン寺 ブラチン・シラーアート礼拝堂, ブラチン・トーン寺, ブラパーン寺 ブラター・ハリブンチャイ寺, クークタイ寺, ラムブーン西部の寺 チェディルワン寺, ブラシン寺, プラター・シット・サーム・トーン寺 ブラシーラッタナマハタート寺, サームヨート塔堂, イェン宮殿 チャンタラカセーム王宮内の博物館, 旧王宮跡, ブラシーサンベット寺, プラター・ラート・チャ・プラナ寺, ブララム寺
1931 年 1 月	1931 年 2 月 12 日	ルワン・ポリバーン ブリーバン	ナコーンラーチャシーマ県	ビマroi石造神殿とその周辺, パノムワン寺, スッチンダー寺
1931 年 1～3 月	1931 年 4 月 30 日	各県の担当者	アユッタヤー県 ロッブリー県	旧王宮跡, ブラシーサンベット寺, モンコンボ・ベット寺, 旧王宮跡からマハタート寺, ラーチャ・プラナ寺までの道路工事 ブラシーラッタナマハタート寺, サームヨート塔堂, コンスタンティン・ファールコン邸跡 旧王宮跡からマハタート寺, ラーチャ・プラナ寺までの道路工事, マハタート寺, ラーチャ・プラナ寺, ブラシーサンベット寺, モンコンボ・ベット寺, チャンタラカセーム王宮内の博物館 サームヨート塔堂, コンスタンティン・ファールコン邸跡, スッター・サワン宮殿, ブラシーラッタナマハタート寺
1931 年 6 月	1931 年 7 月 9 日	マーニット・ウンリ ボードム (バンコク 博物館次席学芸員)	アユッタヤー県 ロッブリー県	ブラシーラッタナマハタート寺, サームヨート塔堂, コンスタンティン・ファールコン邸跡, レンガ造りの塔堂, ナコーン・コーサー寺, ロッブリー博物館 バーナン・ナーンで発見された先史時代の石器, プラタート寺 プラタート寺内の博物館, 本頭公廟 (サーム・プラサアムアン), サーム・ブー・ワナート廟 アユッタヤー博物館, 旧王宮跡, ブラシーサンベット寺
1931 年 7～12 月	1932 年 2 月 7 日	各県の担当者	ロッブリー県	ブラシーラッタナマハタート寺, サームヨート塔堂, コンスタンティン・ファールコン邸跡, レンガ造りの塔堂, ナコーン・コーサー寺, ロッブリー博物館
1931 年 8 月	1931 年 9 月 5 日	ルワン・ポリバーン ブリーバン	スラートタニ県 ナコーン・シタママラート県	チェラマニ寺, ウィハーントーン寺, ブラシーラッタナマハタート寺, ピッサスローク博物館 チェディルワン寺, スワン・ドーク寺, トー・イスターブ クークタイ寺, プラター・ハリブンチャイ寺, ラムブーン博物館 アユッタヤー博物館, チャンタラカセーム王宮, 旧王宮跡, プラドゥー・ソン・タム寺, ナーンクイ寺
1931 年 9 月	1931 年 10 月 1 日	マーニット・ウンリ ボードム (バンコク 博物館次席学芸員)	ピッサスローク県 チェンマイ県 ラムブーン県	チェラマニ寺, ウィハーントーン寺, ブラシーラッタナマハタート寺, ピッサスローク博物館 チェディルワン寺, スワン・ドーク寺, トー・イスターブ クークタイ寺, プラター・ハリブンチャイ寺, ラムブーン博物館 アユッタヤー博物館, チャンタラカセーム王宮, 旧王宮跡, プラドゥー・ソン・タム寺, ナーンクイ寺
1931 年 12 月	1932 年 1 月 12 日	ルワン・ポリバーン ブリーバン	アユッタヤー県	アユッタヤー博物館, チャンタラカセーム王宮, 旧王宮跡, プラドゥー・ソン・タム寺, ナーンクイ寺
1932 年 4 月	1932 年 4 月 30 日	ルワン・ポリバーン ブリーバン	アユッタヤー県	旧王宮跡, アユッタヤー博物館

出所：官報 [RKB vol. 43: 3423-3426; vol. 47: 3880-3881, 4022-4030, 4375-4379; vol. 48: 508-509, 1404-1408, 2169-2172, 2455-2457, 2762-2765, 4271-4273, 4634-4635; vol. 49: 534-537] より筆者作成。

領インドシナの考古学行政を結び付けたいと考えていた在シャム・フランス公使館の特命全権公使ピラは、1922 年 6 月 15 日に考古学行政専門の部局設置をシャム政府に提案した。続いてフランス政府は 1923 年 7 月 2 日付の覚書において、不平等条約改正の交換条件として、考古学行政の整備をシャムに公式に要求した。シャム初の文化財保護令「古物調査・保存に関する布告」は、この要求に対する回答としてダムロン親王が起草し、1924 年 1 月 20 日に公布されたものであった。外交政策的な観点からみると、イギリス外務省のシャム関係文書にみられるように、考古学行政を含むフランスの諸要求は、条約改正と引き換えに、シャムにおける文化的影響力を拡大しようというフランスの意図によるものであったと推測される。

フランスの思惑どおり、1924 年にはダムロン親王自身が仏領インドシナを初めて訪問してアンコール遺跡の保護や博物館行政を見学するなど、文化行政分野におけるシャムとフランスの関係は緊密になっていった。この訪問のあと、ダムロン親王は文化財関連の仕事を精力的に進めていく。まず 1926 年、ダムロン親王は後にタイ美術史の原型となる『シャム仏蹟史』をピラ公使の勧めにより刊行したほか、総合的な文化行政機関である王立学士会議を設立、文化財の輸出に関する法令を整備、バンコク博物館の改革を矢継ぎ早におこなった。さらに、全 19 条からなるシャム初の体系的な文化財保護法「仏暦 2469 年バンコク博物館設立法」を起草した。1927 年 3 月 13 日に公布された同法によって、借入品・寄託品を除くバンコク博物館所蔵品は、「首都バンコクのための公共品／御物」と規定された。19 世紀末から漸進的に進んだ行政機構の中央集権化に伴い、地方の文物もまた、王権という権威のもとでバンコクという政治空間に吸収されていったのである。その後、1929 年からはバンコク博物館の学芸員による全国的な考古学調査が始まった。1932 年の立憲革命によりダムロン親王は政府内での実権を失いシャムを離れるが、ダムロン親王の部下であったルワン・ポリバーンブリーパンやマーニット・ワンリポードムら学芸員は新設の芸術局に残り、第二次世界戦後に至るまでタイの考古学・文化財行政を牽引していくことになる。

以上の過程を概観すると、シャムの考古学行政は、ピラ公使やジョルジュ・セデスといったフランス人官僚の強い影響下で発展したことがわかる。しかし、シャム側の中心人物であったダムロン親王が、単に影響や要求を受け入れるばかりでなく、一定の自律性を保ちながら制度を取り入れていった点にも留意したい。それは、文明国の使命という名目で遺跡・遺物の保護をおこなうだけでなく、王権との関わりを示唆しながら博物館の所蔵品を定義したことや、セデスの後任を極東学院や外国人に求めることなく、タイ人学芸員を育成してみずから遺跡管理にあたらせたことに現れている。そもそもセデスをシャムに招聘したのもダムロン親王自身の判断と実質的な権限によるものであり、シャム側からみれば、立ち遅れていた自国の考古学を発展させるために、フランス極東学院の人材を巧みに利用したということもできるだろう。

最後に、「古物 (*khong boran*)」の位置づけの変遷という点から俯瞰すると、19 世紀後半～

1930年代にかけて、古物は「収集の対象」→「調査の対象」→「保存の対象」へと、その価値を重層的に変えていった過程が確認できる。さらにダムロン親王は、1930年11月19日におこなった「古物保護に関する講演」において、「保存」をより推し進めた「保護 (*sa-nguan*)」という概念を用いて古物の重要性を訴えている [Damrong 1930]。また、翌1931年7月10日におこなった「博物館見学への生徒引率についての講演」においては、バンコク博物館の収蔵品を一例にとり、国王の指導のもとで独立を守ってきたタイ民族の遺産であると説明している [日向 2012: 48-50]。²⁷⁾ 近代シャムにおける考古学行政の導入過程において、古物は「歴史・考古資料」、そして近代君主制国家の「遺産」という新たな価値をもつようになったのである。

附 記

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究 (B) (2015-2017) 「日タイ間の文化交流に関する資料集成と統合的研究」(代表：原田あゆみ) の研究成果報告書『日タイ間の文化交流に関する資料集成と統合的研究』(2018年刊行) 所収の同名論文を改訂したものである。執筆にあたり、日本タイ学会第18回研究大会において報告(2016年7月2日)をおこない、貴重なコメントをいただいた。ここに記してお礼申し上げたい。

引 用 文 献

タイ語資料

1. タイ国立公文書館所蔵未刊行資料 (NA: National Archives of Thailand)
 NA. R.6.B.5/39: Sattrachan Yot Sede (prof. George Coedes) Bannarak Ho Phrasamut.
 NA. R.6.B.10/26: Tang Kong Borannakhadi nai Ho Phrasamut samrap Phranakhon samrap Truat-raksa Khong Boran.
 NA. R.6.B.12/27: Khwamhen Thut Farangset rueang Raksa Watthu Boran.
 NA. R.6.RL.1/54: Khwamhen M. Pila Thut Farangset rueang Raksa Watthu Boran.
 NA. R.6.S/1: Kansadaeng Sinlapa Hatthakam.
 NA. ST.5/53: Ruapruam Boranwatthu-sathan chak Monthon Tangtang.
2. 未刊行資料
 Chakkrit Uttho. 1999. Bot Wikhro Phatthanakan khong Phiphitthaphanthasathan nai Prathet Thai pho. so. 2417-2477 chak Ekkasan Kong Chotmai het haeng Chat. M.A. Thesis, Mahidol University.
 Songsi At-arun. 1959. Kan Kaekhai Sonthisanya waduai Sitthi Saphap nok Anakhet kap Prathet Maha Amnat nai Ratchasamai Phrabatsomdet Phramongkutklaochaoyuhua. M.A. Thesis, Chulalongkorn University.
3. 刊行資料
 Coedès, George, ed., trans. 1924. *Prachum Charuek Sayam Phark thi 1: Charuek Sukhothai*. Bangkok: Rongphim Sophonphiphatthanakon.

27) ダムロン親王はこの講演において、博物館の展示品はタイ人が先祖から受け継ぎ子孫へと残すべき遺産であると定義する。さらに土で製造された砲弾を例にとり、それが危機的な状況においても国王の指導力のもとで独立を守ってきたタイ人の歴史を示すものであると説明している。詳しくは [日向 2012] を参照。

- Damrong Rachanuphap, Somdet Kromphraya. 1925a. *Nirat Nakhon Wat*. Bangkok: Rongphim Sophonphiphatthanakon.
- _____. 1929. Khamnam. In George Cœdès ed., *Boranwatthu nai Phiphitthaphanthasathan samrap Phranakhon*. Bangkok: Rongphim Sophonphiphatthanakon, pp. i-iii.
- _____. 1930. *Pathakatha rueang Sa-nguan khong Boran*. Bangkok: Rongphim Sophonphiphatthanakon.
- _____. 1937. Prawat. In Krom Sinlapakon ed., *Phrachun Phongsawadan Phak thi 63: Rueang Krung Kao*. Bangkok: Rongphim Sophonphiphatthanakon, pp. 7-26.
- Khana Amnuaijan, ed. 2006 (1928). *Thiraluek Sayamrat Phiphitthaphan Suan Lumpkini Phraphutthasakkarat 2468*. Bangkok: Samnakphim heang Chulalongkon Mahawithayalai.
- Khana Kammakan Amnuaijan Chatngan Chalong Sirirat Sombat khrop 50 pi. 1996. *Phramahakasat Thai kap Kan Phiphitthaphan*. Bangkok: Khana Kammakan Amnuaijan Chatngan Chalong Sirirat Sombat khrop 50 pi.
- Krom Sinlapakon. 2008. *149 Pi Racha Phiphitthaphan*. Bangkok: Krom Sinlapakon.
- Phrachunlachomklaochaoyuhua, Phrabatsomdet. 1968. Samakhom Suepsuan khong Buran nai Prathet Sayam, *Sinlapakon* 12(2): 42-46.
- Phramongkutklaochaoyuhua, Phrabatsomdet. 1908. *Rueang Thiao Mueang Phruang: Rattanakosinsok 126*. Bangkok: Rongphim Sophonphiphatthanakon.
- Ratchabandittayasapha, ed. 1926. *Athibai waduai Ho Phrasamut Wachirayan lae Phiphitthaphanthasathan samrap Phranakhon*. Bangkok: Rongphim Sophonphiphatthanakon.
- Rungrot Thammarungruang. 2008. *Prawat Naewkhwanukhit lae Withi Khonkhwa Wicha Prawattisat Sinlapa Thai*. Bangkok: Muang Boran.
- Sarasatphalakhan, Phanek Phra (G. E. Gerini). 1906. Athibai duai Boranwatthu na Prathet Sayam, *Thawi Panya* 4(14): 198-214.
- Somchat Jueangsiriarak. 2012. Khwam Chuea lae Naeo Khwam Khit nai Kan Anurak Boransathan khong Thai chak Adit su Patchuban, *Warasan Mueang Boran* 38(2): 84-103.
- Surasak Charoenwong. 2006. *Somdet Chaofa Kromphraya Naritsaranuwattiwong: "Somdetkhru": Nai Chang Yai haeng Krung Sayam*. Bangkok: Matichon.
4. 官報 (RKB: Ratchakitchanubeksa)
- RKB. vol. 22; 24; 28; 30; 40; 43; 45; 46; 47; 48; 49; 50; 52

欧米語刊行資料

- Breazeale, Kennon. 1974. Inventaire des documents sur le Siam conservés aux archives de Paris, *Journal of the Siam Society* 62(2): 149-206.
- Cœdès, George. 1925. Rapport sur les travaux du Service Archeologique pour l'année 2466 (1924-1925), *Journal of the Siam Society* 19(1): 29-41.
- _____. 1928. *Les collections archéologiques du Musée national de Bangkok (Ars asiatica vol. 12)*. Paris et Bruxelles: G. van Oest.
- Damrong Rachanuphap, Somdet Kromphraya. 1925b. Angkor from a Siamese Point of View, *Journal of the Siam Society* 19(3): 141-152.
- _____. 1928. Wat Benchamabopit and its Collection of Images of the Buddha, *Journal of the Siam Society* 22(1): 10-28.
- Doehring, Charles, ed. 1915. *Art and Art Industry in Siam*. Bangkok: Asia Publishing House.
- Frankfurter, O. 1904. The Aims of the Society, *Journal of the Siam Society* 1: 1-6.

- Gerini, G. E. 1904. Archaeology. In A. Cecil Carter ed., *The Kingdom of Siam*. New York: G. P. Putnam's Sons, pp. 211–216.
- Neon Snidvongs Na Ayudhaya. 1983. Siam's Legal and Fiscal Autonomy Lost and Regained. In M.R. Pantip Paribatra ed., *H.H. Prince Traidors Prabandh, His Life and Works: in commemoration of the centenary of his birth*. n.p.: The Craftsman Press, pp. 35–42.
- Oblas, Peter B. 1971. A Very Small Part of World Affairs: Siam's Policy on Treaty Revision and the Paris Peace Conference, *Journal of the Siam Society* 59(2): 51–74.
- Pantip Paribatra, M. R., ed. 1983. Appendix III. In M.R. Pantip Paribatra ed., *H.H. Prince Traidors Prabandh, His Life and Works: in commemoration of the centenary of his birth*. n.p.: The Craftsman Press, Appendix III pp. i, 1–9.
- Peleggi, Maurizio. 2002. *The Politics of Ruins and the Business of Nostalgia*. Bangkok: White Lotus.
- . 2004. Royal Antiquarianism, European Orientalism and the Production of Archaeological Knowledge in Modern Siam. In Srilata Ravi ed., *Asian in Europe, Europe in Asia*. Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, pp. 133–161.
- . 2013. From Buddhist Icons to National Antiquities: Cultural Nationalism and Colonial Knowledge in the Making of Thailand's History of Art, *Modern Asian Studies* 47(5): 1520–1548.
- Piriya Krairiksh. 2013. A Brief History of Heritage Protection in Thailand. In Chris Baker ed., *Protecting Siam's Heritage*. Bangkok: The Siam Society under Royal Patronage, pp. 15–40.
- Rewadee Sakulpanich. 2013. The Development of Law on Tangible Cultural Heritage: Case of the Law on Ancient Monuments, Antiques, Objects of Art and National Museums. In Chris Baker ed., *Protecting Siam's Heritage*. Bangkok: The Siam Society under Royal Patronage, pp. 83–90.
- Thai Khadi Research Institute. 1982. *Abstract of British Foreign Office Documents Relating to Siam: Volume II (1910–1925), Paper No. 1*. Bangkok: Thai Khadi Research Institute, Thammasat University.
- The Committee, ed. 2006 (1928). *The Souvenir of the Siamese Kingdom Exhibition at Lumbini Park*. Bangkok: Samnakphim heang Chulalongkon Mahawithayalai.
- Vella, Walter F. 1978. *Chaiyoi: King Vajiravudh and the Development of Thai Nationalism*. Honolulu: The University Press of Hawaii.

日本語資料

1. 未刊行資料

ニパーボン・ラチャタパタナクン. 2012. 『近代バンコクにおける公共事業—道路建設・衛生管理地区・公衆衛生』京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科博士学位論文.

2. 刊行資料

石井米雄. 1999. 『タイ近世史研究序説』岩波書店.

笹川秀夫. 2006. 『アンコールの近代—植民地カンボジアにおける文化と政治』中央公論新社.

篠永宣孝. 2008. 『フランス帝国主義と中国—第一次世界大戦前の中国におけるフランスの外交・金融・商工業』春風社.

トンチャイ・ウィニッチャクン. 2003. 『地図がつくったタイ—国民国家誕生の歴史』石井米雄訳, 明石書店.

早瀬晋三. 2012. 『マンダラ国家から国民国家へ—東南アジア史のなかの第一次世界大戦』レクチャー—第一次世界大戦を考える, 人文書院.

日向伸介. 2012. 「ラーマ7世王治世期のバンコク国立博物館に関する一考察—ダムロン親王の役割に着目して」『東南アジア—歴史と文化』41: 30–60.

_____. 2013. 「ダムロン親王『シャム仏蹟史』(1926)の成立と思想」『南方文化』40: 51-69.

村嶋英治. 1996. 『ピブーンー独立タイ王国の立憲革命』現代アジアの肖像9, 岩波書店.

吉川利治. 1996. 「創られる歴史像—近現代に見るタイの国家意識」吉川利治編『東南アジア史に見る国家意識』重点領域研究「総合的地域研究」成果報告書シリーズ12, 1-27.